

第三十一次回国会 衆議院 地方行政委員会 議案録 第十二号

昭和三十四年二月十九日(木曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 鈴木 善幸君

理事 龜山 孝一君 理事 額田 彌三君

理事 渡海 元三郎君 理事 丹羽 喬四郎君

理事 吉田 重延君 理事 阪上 安太郎君

理事 門司 亮君

相川 勝六君 天野 光晴君

飯塚 定輔君 加藤 精三君

津島 文治君 富田 健治君

保岡 武久君 山崎 巖君

佐野 憲治君

出席國務大臣 青木 正君

出席政府委員 自治政務次官 黒金 泰美君

總理府事務官 (自治庁行政局) 藤井 貞夫君

總理府事務官 (自治庁財政局) 奥野 誠亮君

總理府事務官 (自治庁事務局) 金丸 三郎君

二月十九日 委員保岡武久君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四四号)(参議院送付)

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号) 地方財政に関する件

○鈴木委員長 これより会議を開きます。奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

この際、保岡武久君から、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されており、その趣旨を明瞭に聴取することといたします。保岡武久君。

○保岡委員 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案の上程に当りまして、当委員会におかれましては、同群島の復興の促進にきわめて深い関心を寄せられ、熱心かつ同情をもって審議せられましたことは、地元議員といたしましてまことに感謝にたえないところであります。ついては、ただいま本案の決議を行うわけであり、私が、私は本法律の立法の趣旨にかんがみまして、同群島の完全なる復興をはかることはきわめて大切な国の政策でありますので、この際、さらに一段と政府の努力を要望するため、次の附帯決議を自由民主党、社会党両党の共同案として提案いたしたいと存じます。附帯決議案を読み上げます。

政府は、奄美群島復興特別措置法制定の本旨及び復興事業計画施行の現状にかんがみ、速かに復興計画を完遂して、その実をあげるため、特に左記事項に留意して産業の開発、金融の円滑を図り、同地域住民の経済力を強化しその福利を増進するよう、格段の努力をいたすべきである。

一、復興計画の完全遂行に必要な予算措置を講ずること。
二、復興信用基金制度を更に拡充強化すること。
三、群島の主要農産物たる黒糖の生産につき、税負担の軽減、価格の安定等必要な措置を講ずること。

右決議する。
○鈴木委員長 次に討論に入る順序であります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○鈴木委員長 起立総員。よって、本案は全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

次に附帯決議を付すべしとの動議について採決いたします。
これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○鈴木委員長 起立総員。よって、附帯決議を付することと決しました。ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成並びに提出する委員報告書の作成並びに提出する

統等につきましては、先例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

○鈴木委員長 次に市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。
これより質疑に入るのであります。が、別に質疑の御要求もありません。また討論の申し出もありませんので、いずれもこれを省略して、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔総員起立〕
○鈴木委員長 起立総員。よって、本案は全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成並びに提出する委員報告書の作成並びに提出する委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鈴木委員長 次に、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。
質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次これを許します。阪上安太郎君。

○阪上委員 国有提供施設等所在市町村助成法規に關し、簡単に一つ御質問を申し上げたいと思つて、今回財政措置をせられたいところの、これに対する総額が約十億円というところでございまして、趣旨の説明のとき、了知いたしておりますが、将来あるいは現在において自衛隊の全施設に對してこれを適用することがないかどうか、これを一つ何っておきたいと思つて、

○青木國務大臣 御承知のように、國が直接使用いたしております建物につきましては、地方公共団体はこれに課税しない建前になっておりますので、自衛隊の施設と申しましても、建物等につきましては課税するということでは、他の同様の場合との関連等から見ましてこの際は適當ではないのではなから、かように考へるのであります。ただ、ただ、膨大な敷地等を使用しております場合は、そのために公共団体に非常な迷惑をかけておられるわけであり、さらには、そのためにたどれば演習地のごとき、今回のまた火薬庫等の敷地がある場合に、たぐさんの自動車等の通行がありますので、道路を損傷する点も非常に多いのであります。そういうことにかんがみまして、膨大な土地を使用しておられる場合はこの法律の適用をいたしまして、そうして公共団体のこうむつておられる迷惑に對し、國が若干の交付金を出します。こういふ建前にいたしておるのであります。建物全体にすべて同様な

扱いをするという事は、他の場合との関連等から考えまして、この際は適当でないのじゃないか、かように考えておられるわけでありませう。

○阪上委員 接収解除に伴うところの遊休状態にあるいろいろな施設、あるいは基地に関するドル勘定により設置されたいろいろな施設、こういったものについてはやはり同様な考え方でございませうか。

○青木国務大臣 米軍が使用しておる期間におきましては、御指摘のように交付金の適用があるのでもございませうが、これが国に返還された場合、つまり返還されて自衛隊がこれを使用するという事になりますと、国直接の使用の建物ということになりますので、先ほど申し上げましたような趣旨によりまして、この法律の適用をすることはいいかがか、かように考えるわけではございませう。

○阪上委員 大体お考えはわかかったのでありますけれども、率直に言いました、こういった今申し上げたようなことの十億の中に対象とされてはいないようなもの、これらのものにつきましても、地方自治体としては、これに対するところの財政需要というものは依然としてかかってくる問題でありますので、これが除外されてしまうということになりますと、何か骨抜きになつたような計算になつてくるかとわれわれは思ふのであります。

〔委員長退席、亀山委員長代理着席〕
こういつた点について、もう少し地方自治体のほんとうの財政需要額が、これらの面において増高されておるその面を何とか緩和してやるというふうな

親切心から、思い切つた全体に及ぼすような措置をとつてもらいたいと思ひますが、これらの点についてどうですか。

○青木国務大臣 御承知のように、かつては、たとえば軍港の所在地等につきました国から特別の措置をいたしておつたのであります。そういう措置がなくなつてしまつて、そのために地元といつたしましては財政面に非常に苦しい点が出ておるものと私も承知いたしておるのでもあります。そこで、そういう市町村に対しては、できるだけ地方公共団体の立場を見てやらなければいかぬというふうなことで、特別交付税等におきまして若干の考慮をいたしておるのでもありまして、法制的にこの機会にそこまで拡張するかどうかということにつきましては、なお検討を要すると思つておるものであります。現在の段階におきましては、できるだけ特別交付税その他の面において公共団体の立場を守つていく、かように考えておるのであります。

○阪上委員 そういふようなお話を何となく、何か防衛関係であるがゆえに対象としなれないのだ、こういうふうなわれは聞えるのですが、それ以外のものにつきましてもやはり相当な財政措置が今までなされておると思つておるわけですが、防衛関係だから、当然これは国の方の防衛であるがゆえに、国土防衛であるがゆえに考えなくてもいいのだというふうな考え方に受け取れるように思ふのであります。これは少し不合理じゃないかと私は思ふのであります。こういつた点でなぜそういうふうなものを対象にしないかといふのはつきりした理由を一つ承わりたい。

それと同時に、交付税でもつてまかなつておる、こういうふうな言われ方でありませうけれども、こういった関係のものも交付税という――本来の趣旨からいってやはり財政調整的な役割を果している交付税でもつてカバーするという考え方が果していいのかどうか、これらの点につきまして奥野さんあたりから一つ説明して下さい。

○奥野政府委員 今お尋ねの問題は、防衛関係の施設について地方交付税でめんどうを見ることは筋が違ふんじゃないか、むしろ助成交付金の方で措置すべきじゃないか、こういうふうな御趣旨のようになつておるわけですが、その心得てよろしくございませうか。――防衛関係の施設だけを特に他の国の施設と別個の取扱をするのは適當ではないかというふうに思ふのでございませう。ただ、先ほど大臣からお話がありまして、飛行場でありましてとか演習場でありませうとか、今までの固定資産税の対象になつておりましたものが、そういう施設に変わりましたために税収入が入つてこない、今までの財源になつておつたものが、たまたまそういうふうな用途に切りかえられたために莫大な財源を失つてしまつたというふうな特殊な事情もございませうので、そういうものに限りまして、固定資産税にかわる助成交付金を交付するといふような仕組みをとつておるわけではございませう。防衛関係の施設であるがゆえに特に助成交付金の対象にしておるといふよりも、今申し上げましたような特殊な事情からのものでもございませう。それ以外のものは、用途から見ても本来固定資産税の対象になるのだ、ただ、また駐留軍が使つておるので――駐

留軍の住宅の用に供してある、あるいは映画館の用に供してある、それが固定資産税の対象にならないということでは適當でございませうので、そういう意味で助成交付金の対象にしておるだけではございませう、そうしますと、防衛関係の施設だから助成交付金の対象にするべきだということにはならない。しかしながら、防衛関係の施設のみにとどまりませぬので、国のいろいろな施設の関係から特に地元の町村に特殊な財政需要を起さしておるというふうな場合につきましては、それはそれなりに地方交付税を計算しますよりも自由に見ていくべきだと思つておるわけでありませう。そういう意味で、そういう部分については地方交付税の対象にして、当該市町村の財政状況に応じた配分の仕方をしたい、こういう意味で大臣が今お話しになつた、さう思つておられます。

○阪上委員 さらにこれに関連しまして、今回の地方財政計画の中にたしか十億計上されておつたと思つたのです。その算定の基礎は一体どういふふうになつておられますか。

○金丸政府委員 これは一昨年からはじめました制度でございまして、一昨年度が五億、昨年からずっと引き続いて十億というところで助成をいたす、こういうことになつておりました、そういうことから本年度も総額十億の範囲内で助成をする、こういうふうなことをいたした次第でございませう。

○阪上委員 もう少し合理的な算出をするといふようなことは考えられないのですか。ただつかみ渡しもつて十億というワケをきめないで、昨年は初年度で五億だ、本年は十億にするんだ、こういうふうな考え方であつて、

それ以上に何ら合理性がないように私は思ふのです。それでは本年度は一体どういふふうにしてやるのですか。

○金丸政府委員 総ワケは予算上の措置でございまして、固定資産税そのものではないと思つておるので、十億というふうな予算上の措置としてございませう。配分は、昨年よりも三十四年度は総体の対象になる資産の価格は若干減少いたす見込みでございませうけれども、予算の総額としては三十三年度と同様に三十四年度も十億にいたした次第でございませうが、配分の方法は、十分の入を対象の資産の価格を基礎といたしまして、関係の市町村に配分をいたしておられます。十分の二はいろいろな事情によりまして関係の市町村に配分をいたす。大まかに申しますと、交付税の普通交付税と特別交付税のような考え方で配分をいたしておる次第でございませう。

○門司委員 私は、今阪上君の質問にあつたと思ひますが、自衛隊の問題で弾薬庫その他を含むと書いてあるのですが、そのことは自衛隊の持つておる住宅といふようなものについても、固定資産税の相当額といふものが当然配分されるべきだと考えるのですが、その点はどうかと思つておられますか。今の答弁では配分しないといふことをおっしゃつておるようですが、ほんとうにこの対象にならないといふお考えですか。

○金丸政府委員 自衛隊の住宅とおっしゃいますのは、官舎でございませうけれども、これは一般の国有の官舎につきまして、交付金を地元へ交付いたすと同じような方法でこれは交付いたすわけではございませう。住宅とおっしゃいます

意味が兵舎でございませうれば、これは入りませう。

○門司委員 問題はそういうところにあるのですが、地元の意見を聞いてみますと、アメリカ軍だけでなくて、やはりそういう兵舎などについても考えてもらいたい、こういうことなんです。問題は、この提案理由の説明の中に書いてありますように、こういう弾薬庫とか、それからもう一つ書いてあります燃料庫というより、なものが、「地元市町村においては消防施設の拡充、道路、橋りょうの整備等財政支出の増高を余儀なくされている実情にあります」と、こう書いてあるのだから、このことから考えると、私は皆出さなければならぬと思っております、こういう理由がくつつかつなら同じことだと思っております。兵舎がふえて、演習場がふえて、そこに自衛隊の諸君がたくさん来る。従って家を建てる、家を建てるから子供の教育をしなければならぬ、道路もこしらえなければならぬ、一切が同じ理屈だと私は考えるので、地方自治体のそうした行政上の恩恵というものを受けるのは、私は同じことだと思っております。保護を受けるのも同じだと思っております。自衛隊だけで火事が消えるわけでもありませんし、やはり消防施設というより、なものも考えなければならぬと思っております。私は、そういうものも当然含んで、そして自衛隊だからという行き方では、それはどうかと思っております。大蔵省に言わせると、そんなことを言っておると、税務署ができて、裁判所ができて、それではみな出さなければならぬのかというのを言います。うだけれども、これも一つの考え方もありませう。少くともこういう固有財産

の形であるものが、一文字の解釈からいえば固有提供と書いてあるから、多少法律上の問題があるかもしれないけれども、実際上の問題としては、そういう兵舎のようなものでも、やはり理由書に書いてあるように解釈していただく、当然中に含まれるものだと解釈する方が正しいのではないかと。何もこのだけが行政上の恩恵を受けているわけではなくと思っております。行政上の恩恵はみんな受けなければならぬと思っております。住宅があるのも、やはり兵舎があるから住宅が要るのである、私はどうもそういう気がするので、これは説明書とちよつと違つた感じがする。これはやはり行政上の恩恵であり、行政上の保護を受ける、保護を受けるといふ建前なら、これは兵舎であろうと、弾薬庫であろうと、燃料庫であろうと同じことなわけです。だから恩恵、保護を受けるということがこの原因であつて、こちらに移譲されるならば、やはり兵舎も同じような考え方がいいと、そう考へておるのですが、それでも工合が悪いのですか。

○金丸政府委員 この制度の基本的な考え方に実は触れて参ることはなからうかと思つておる。御承知のように、この制度の大部分は、国が米軍に提供したております施設につきまして、固定資産税を徴取できない関係上、地元の市町村の負担を緩和する意味でこのような交付金を交付するということになつておるわけでございます。ただ自衛隊につきましても、これは米軍でございませうので、国が公用に供しておる建物であり、土地であるわけ

でございます。今も御質問の中にございませう。国が公共の用に供しておるものにつきまして、固定資産税の対象にはもちろんならず、国から官舎等について交付しております。制度の対象にもいたしておらないわけでございます。ただ国が公用に供しておるものでありますけれども、従来自衛隊の飛行場、演習場だけは、地積が非常に広大でございませう。また往復する大きな車両、重い車両等によりまして、地元にも相当な負担もかかって参りますので、公用に供しておる国の資産の中で、自衛隊の飛行場と演習場の土地だけについて、例外としてこの交付金を交付するようになつておるわけでございます。今回、この自衛隊の飛行場、演習場と比較いたしまして、弾薬庫と燃料庫で相当広大な面積を占有しておるもの、その負担関係から申しまして、やはり地元の市町村の負担が飛行場、演習場と同じように認められまふので、今回弾薬庫と燃料庫についても範囲を拡充しよう、こういうふうな考へ方であるわけでございます。従いまして、別に建物等につきましても、仰せのような事情はあると思ひますけれども、国が公用に供しておるものにつきましても、このような交付金というものは行わないということが、従来までとは行なつておりました。今、今回新たに自衛隊も弾薬庫、燃料庫等につきましても、交付金の対象にいたすにいたしました。やはり原則に對する例外でございませうから、飛行場、演習場が建物等としておることの均衡からいたしまして、やはり弾薬庫、燃料庫の建物はこの際は一応除外して、土地だけ

を対象とすることが妥当ではなからうか、かように考へる次第でございませう。また、御承知のように、地方制度調査会の答申におきましても、弾薬庫と燃料庫の土地を新たに対象とすべきだ、このような御答申もございました。次第でございませう。

○門司委員 どうもこの問題の起りました原因はどこにあるかという、今のようなお話もございませうが、本来の起つたところは、御承知のように固定資産税というものが居住者課税のようになつてきて、そうして今までかけておらなかつた公団であるとか、あるいは三公社、五現業あたりものものについて、一応税金をかけるような形になつてきておる。そういうようなところから、いろいろ考へられる。国がアメリカ軍に提供しておる公用のものについても相当額を地方に出すべきだということ、いろいろ解釈が地方にあつたということ、それからもう一つは、今のお話のように、非常に広大な土地を占めておつて、従つて地方の財政に及ぼす影響はきつめて大きいのだ。ただ普通の税務署を建てるとか、裁判所を建てるとかいろいろ小さなものではなないのだというより、なことを勘案されて、こういうことをやられたのであつて、それからもう一つは、行政協定に基くわゆる米軍の使用しておる建物等については、日本の自衛隊が共同して使うことができるという協定になつておる関係が一つ出てくる。そういういろいろな関係を勘案して、一応この法律をこしらへる。従つてこれに對しましては、その当時の大蔵大臣の言葉を借りて言へば、税額はつまみ金

だと言つたことを覚えておられますが、あれだけのことで定められておる。算定基礎も何も無い、大体これくらいなことで処置しないといふことで、何も基礎なしにこういうものがあつてがわかれておるのである。従つて今阪上君からの質問等も、結局、そういうきわめて不確定な基礎の上に立つたものなわけです。従つて、配分の方法等についても政令でまかせてあります。ある程度政府の行政上の措置でやれるのだ。別に法律できちんと決めて例の交付税のようになつておるわけではありませう。今申しましたように、こともつまみ金程度であつて、それも去年五億で少かつたから今年十億やろうかといふことで、来年は十億になるかもしれませう。そういうようなことで、これがきつまつたときから現在まで、ほとんどはつきりした根拠がないのです。だから行政上の措置である程度やれると思つておる。今申しましたように、建物その他につきましても、当然やはりそういうもの配分の際に考へられていいのじゃないか、こういうことなんです。こういう弾薬庫とか燃料庫というものが一応建物と考へられるということになれば、やはり施設等についても一応考へられる方がよろしいのじゃないか。どう考へても、大臣の説明書を読んでも、何か地方自治体の行政上の保護を受けておるからということがある。大した違いはないと思ひます。そうすれば建物その他がどうして入らないのかといふことをもう少し話し合ひをする必要があるの

じやないかと思ひます。どうしてもいいませんか。ほかのものをやることはどうしてもいけないというその根拠が實際ないと思ひます。

○青木内務大臣 端的に申し上げますと、門司委員の御指摘のように、まことに割り切れないところがあるということに確かにその通りであるとも私もお考へるのであります。ただ、先ほどお話をありましたように、国鉄の財産、固定資産の問題、そういうことから始まって参り、また米軍の使用しておる施設というよりなものがさらに取り上げられて今日に至った段階から見ますと、もっと根本的に掘り下げて、どうあるべきかというのを検討する必要がありますかと思ひますが、現段階におきましては、そういうような沿革から発展して参りましたので、他の国有財産との関連からいたしまして、現段階ではやはりこの程度にするほかないじやないか。お話しのように結局程度の問題で、敷地をたくさん使っておるから地元はいかぬといへば、大きな建物を使っておればやはり迷惑をかけることは同じでありますので、結局程度の問題であつて、建物はいかぬ、敷地はいかぬ、この断定することは確かにお話しのように無理な点があると思ひます。そういう意味におきましては、なおこのようにふる問題、三公社五現業の施設の問題、さらに国の施設の問題、このいろいろものをあわせてもつと掘り下げて検討する必要がありますと私は思つてあります。地元の町村側の立場から申すと、国の施設であるところが、あるいはまた米軍の施設であるところが、こらむる迷惑と申しますか、同じことになつておりますので、米軍

時代はそれに対する交付金があつたが、これが今度自衛隊にかつたらなくなつたというよりな事になれば、地元の立場からすれば、まことに割り切れぬ氣持があると思つてあります。しかしながら、一方におきまして、しからば国の公用に供する建物についていろいろ制度を設けるかということになりますと、なお影響するところは大きいので、いろいろ検討しなければならぬ問題もあると思つてあります。そこで今回はいろいろ改正をいたしましたのであります。さらに国の立場ということに代して、市町村側の立場に立つてものを考える場合には、私どもも、もう少しいろいろ問題について考へてみる必要があるのではないか。今は端的にいへば複雑的なやり方であつていろいろをせしめて免れないと思つてあります。なお当委員会におきまして十分そういう点につきましてもいろいろ示唆をいただきまして、私たちが引き続き検討していきたい、かように考へている次第でございます。

○門司委員 それからも一つ聞いておきたいと思ひますことは、配分の基礎になつております価格の問題ですが、これがかなりでたらめと言つて怒られるかも知れませんが、でたらめに近いようなことになつてはいはしないかと思ひます。これは自治庁の方がよく御存じだと思ひますが、たとえば本年度、三十三年度の例の福岡県の問題のようになことが起つて参りました。自治庁もかなり苦しめられたと思ひます。従つて、この算定の基礎になる価格の問題等については、どこでこれをはつきりきめて、そうしてどういふことになる

のか、この辺は一体どういふことにするつもりなのですか。おとしは御承知のように調達庁が大蔵省の資料に基いてきめたというし、去年は大蔵省の資料に基いて自治庁が査定したといつて、従つてどういふような価格を再調査して、そうしてこの町村もやはり納得のいく線で作るべきではないかということ。もともと、もつと積み金なのだからそつちも積み金でよろしいのだというよりな考え方で配分されたのではかなわぬと思ふ。法律に基かないにしても、やはり配分の基礎というものは、価格等が嚴重に査定されて、そうして行われた方がよろしいかと思ふ。大蔵省にある管財の書類等につきましても、ずっと前に国有財産であつたときの古い台帳で割り出したところがある。また新たにといったようなところは新しい地価で割り出しておるといふようなことがないわけではないと思ふ。そういうものについて統一されることについての何か具体案と、それから、それに対する調査というよりなものを自治庁がやるのか、あるいは大蔵省の管財でそれをやるのか、どちらがこれを主としておやりになるのか、その辺をはつきり願ひたいと思ふ。

○金丸政府委員 この交付金を配分いたしますのは国有財産でございます。国有財産の台帳に記載されております価格を基礎にして配分をいたしております。これは主として大蔵省の管財局と、それから量や額からいたしました、調達庁、防衛庁、一部農林省というよりな関係の省庁にわたつております。従ひまして、自治庁としてこの価格を決定する権限はないのでござい

ます。ただ、この国有財産台帳の価格が明治時代のものもございしますれば、大正や昭和のものもあり、また終戦前のものでいろいろございしたりいたしまして、私どもも、全体として若干統一されていまいやうな感じもいたしておるのでございします。従ひまして、今回は地元の府県や市町村から不適當と思われまますよりなものを自治庁の方に申し出てもらひまして、できるだけ適正な価格に台帳の価格を改定いたしてもらうよりな関係省庁と話を進めておきます。そうしてできるだけ適正な価格に基きまして三十四年度の配分は行ふよりな極力努力をいたしたい、かように考へておる次第でございます。

○門司委員 大体方向はわかりましたが、国有財産に書かれておるものといつたしましても、地元の自治体側から言わせますと、一つの固定資産税の身がわりみたいになものであり、またそれはつきりいえると思ひます。地元もやはり固定資産税の評価委員会という正式な機関が一つあるわけでありまして、それと大蔵省との考え方が、この辺に争いがあつてもならぬと思ひます。それは先ほどから申し上げておりますように、機関を一つまとめてもらひたいといふことをお考へ願ひたい。大蔵省だけにまかしておいてよろしい、考へればわしの財産だから他人からよけいなことを言われなくてもよろしいと言われられるかも知れませんが、しかし、一般の國民の所有については、各自治体にある固定資産税評価委員会ではこれを査定している。これは間違いがな町村からこのくらいでといふことをあ

げてもらつて、そうして考へていくことになりまますときに、主体はやはり市町村に置くべきではないかと私は思ふのです。そして市町村はそれらの地域との、納得のいく線できめらるべきでないと思ひます。これはかなり大きな相違点が出てきますので、ただ大蔵省の持つておる帳面をいくといふことは、今もお話しのように、明治六年の地租改正のときのやつがございすとあるらしい。今の時代に、一坪当り三円幾らというところがあるらしいのですが、そういう問題点。それからさらに下の方にありれば二千元とか三千元とかいふところがあるので、そういうことでも配分されたものでは当該市町村はかなわぬと思ひます。実際はやはり市町村のそういう評価委員会等にある程度の権限を持たせて、あるいはこれにゆだねて、そしてその地方で多少違ひましようから、適当に同じ地方の他の土地とそう変らない評価というものが基準になつて配分されること望ましい形だと思ひます。それが、そういうことはできませんか。

○金丸政府委員 実は国有財産に對しましては、戦前は御承知のように税と、か、この制度がなかつたわけでございます。一昨年からこの制度が生まれましたために、国有財産の台帳に記載されております価格といふものが、対外的にたたいま門司委員の御指摘のようになつて起つて参つた、私はかように考へるわけでございますが、やはり基礎が国有財産でございます。ほかに市町村の税の對象とか、あるいは府県税の對象とか、ほかのいろいろな社会的な關係でどうしても均衡を保たせておかなければならない、そういう

町村からこのくらいでといふことをあ

町村からこのくらいでといふことをあ

ような必要が、この制度ができません以前は必ずしもなかった、こう言えるのではないかと思うのであります。現在でも、基本的には固有の財産でございますので、市町村等におきまして固定資産の評価に関するいろいろな組織がございまして、当然その組織の意見に従わなければならぬというような絶対的な制約がないわけでございます。ただこの制度ができました関係上、御指摘のように非常に社会の常識と違っている。またほかとの均衡から見て非常に均衡を失しておる。そういうことが実ははつきりいたして参りましたので、私も、できるだけその是正に努めたいとは思っております。ございませぬけれども、現在の制度では、やはり大蔵省なり、こういうような行政財産を所管しております省庁の評価によりまして価格を台帳に記載をする。こういうような制度になつておる。こういふような制度になつておる。私どもも十分には満足はできません。是正の措置を直ちに講ずるといふことは、やはり制度的に非常に困難か、かように考えておる次第でございます。ただ現実に非常に常識にかけ離れたり、他との均衡を失したりしておるような面もございませぬので、先ほど来申し上げましたように、三十四年度は、できるだけすみやかにその是正の措置を大蔵省なり関係の省庁に求めまして、適正な配分ができるようにいたしたい。実は関係省庁とも話し合いを進めまして、その準備にすでに着手しておる次第でございますので、御了承いただきたいと存じます。

からこれはどつちの台帳に載つたからといってふえるわけでもなければ減るわけでもない。ただ問題は、その地方の自治体が納得がいくかいかぬかというところに問題があると思つておる。従つて、台帳によるよりとよまないと、地方の自治体はやはり納得のいく線できめていきたい。そうするには自治体がついておる個人の、いわゆる国民の財産については、一方的というわけじゃありませんが、評価委員会とか苦情申し立て機関もありますから、必ずしも一方的とは言いませんが、一応成規の機関で査定をされている。固有財産だからこれの査定ができないんだ、所管省にまかせるといふことになる。少しおかしと思つておる。何もその価格で売買せよというわけじゃないし、無理に価格をどうしろというわけじゃない。要するに、交渉をしようとする一つの対象としておるこの標準と、この金を配分する基準とを改めようというだけのことであつて、きわめて私は行政的な措置だと思つておる。基本台帳によつてこうしなければならぬという筋合いじゃ私はないと思つておる。今日の固定資産税の査定をいたしております問題についても、固定資産税のできたときには、御承知のように登記簿から移して、登記簿が市町村役場に入つて、これを基準にしてこれの何倍というふうなことできめたので、その後も毎年度ごとに変えていく。査定というものは必ずしもそのときの登記簿によつてはおらない。ところが、固有財産の方は、大蔵省が持つておる財産台帳を変更するわけにはいかない、あるいは変更するにしても大蔵省がやるんだというふうな考え方は、

これは交渉の対象にならなければいけない、こういう配分の基礎にならなければ私はそれでよろしいと思つておる。少くとも税金のかかり財源として出しておるものについては、やはり税金をきめる基礎に権限をいいますか、主体を置くべきじゃないか。そうすれば財産台帳のいかんにかかわらず、少くとも当該自治体の固定資産税評価委員会できめた価格で配分することが正しいのじゃないか、その納得がいくのじゃないか。はなはだしいは、さつきも申し上げましたように、所をはつきり言つてもよろしいのであります。明治六年くらいからあるいはその後の二十二、三年ごろの地租改正によつて計算されておる。それからその下になれば、二、三千円台でございましておる。無理な価格は、少くともその近所のあるいはそれと同じような地価と考へられるところと同じような価格が基礎になつて割り出される。これが正しいのじゃないか、従つて、この配分の基礎になる価格の決定は、当該市町村の評価委員会の申請に基づいておやりになることは、私はちつとも無理じゃないのじゃないかと思つておる。他は全部村中が納得がいくと考へる。他の町村に対しても私は納得がいくと思つておる。大蔵省がどうきめたのだから、現実には合はなくてもお前のところから、これでやれというのではなくて、現実には合はなくておやりになつた方がいいのじゃないか。そのために十億からはみ出すとか減るとかいう問題じゃないのですから、逆算すればよろしいのですから、そういう地方の自治体は納得のいく線できめてもらつた方が無理がなくてよろしいと思つておる。

れども、そういうことはできません。やはり大蔵省のごきげんをうかがわなければきめられない、こういう厄介なものですか。

○金丸政府委員 御指摘の通り、別に価格がふえましても配分の基礎になる総体の十億の金額が動くものではありませぬから、できるだけ市町村の納得のいくような額に近い線できめた方がいい、こういうふうな思つておる。ただ固有財産でございますので、それをどのように評価して配分をするかということになります。場合に帳簿価格によらないとすれば、全国に散在しております固有財産を全部評価し直さなければならぬ。これには数十億の経費を要することにやはりなつてしまふやせぬか、こういうふうな思つておる。ほんとうに思つておるわけでありまして、ほんとうに思つておるわけでありまして、大へんな経費がかかるのであります。そうかといひまして、市町村ごとの要望によりまして、やはりそれが適正であることとを法律的に認定しなければならぬ。従つて、私も必ずしも満足ではございませぬけれども、やはりよりよすものは固有財産でございますので、それを所管しておる各省庁の、やはりこれが国の公簿でございませぬから、それに記載されておる価格で全国的に統一性のあるものというふうな考へて、おやりませぬ。ただ、先ほど来私からも申し上げております通り、均衡を失したりあるいは常識にはずれたりしておるようなものもあるようでございますから、これはことしの配分の時期までに十分に早く是正をして、できるだけ常識に合

い、均衡のとれたような価格に台帳の価格を訂正いたしました。できるだけ地元市町村の御要望にも一致するような配分をいたしたい、かように考へておる次第でございます。なお、将来の問題をいたしましては、直接これには関係はございませぬけれども、固定資産の評価の方法も改めまして、できる限り、固有財産につきましても古いものでそのままになつておるものもございませぬ、そういう点を根本的に改めたい、かように考へておる次第でございます。

○門司委員 あつてまたこの次の会議でもよく聞こうと思つておる。大蔵省から来てもらいたいと思つておる。これはもうこの機会に全国の固有財産の台帳を変えたいと思つておる。そういういかにせんままのものでやつておつて、それに基いて固有財産の払い下げというものが行われておると、非常に厄介なものがございすると思つておる。適正な価格に固有財産を直すということは必要だと思つておる。幾ら金がかかるとしても、やるべきことはやつたらいいと思つておる。金がかかるといふことは遠慮しておくと、私は自治庁としては言うべきことじゃないと思つておる。当然はつきりした数字を出してもらいたいと思つておる。これの次の会議で聞くことを委員長に頼んでおきますけれども、大蔵省に私はこのことを言わなければならぬと思つておる。大蔵省が、この次の機会に、大蔵省から管財局長がだれかに来ていただくまで、そうして間違いないようにしていただく。それが

と同時に、やはり地方の自治体の評価
委員会等の意見も十分尊重していただ
きたい。それは何も全部の台帳を変え
ろというのではない。台帳が変えられな
ければ、そこだけでも私はけっこうだ
と思う。国民の所有については三年お
きにきめていよう。しかも、税
法には年度の属する一月一日の時価と
いうものできめておる。国民の持つて
おるものは評価委員会が自由に評価が
えして、国が持つておるものはできな
い。こういう理屈はないと思う。この
ことに関する限りは実はやってもいい
たい。この前の委員会でもそういうこ
とは話したような気がしたのでけれど
も、一向実行されておらないので、間
違いをこらえた例がありますから申
し上げておきます。そういうことを一
つ委員長にもお願い申し上げておきま
す。

○亀山委員長代理 次に、地方財政に
関する件について調査を進めます。
質疑の通告がありますので、これを
許します。阪上君。

○阪上委員 非常に簡単に一つだけ御
質問申し上げます。
私が質問したいのは尿処理施設に
関する起債の問題なんです。これはむ
しろ三十四年度の財政計画を論議する
ときに取り上げればいいのであります
けれども、実はこのことに関しまし
て、最近大阪府の吹田市で一つの問題
が起つておるのであります。その起つ
ておる原因を調べてみますと、吹田市
は、尿処理を物理方式によらずに化
学的な処理方式をとろうということで
もつて、市議会が議決して、その方向に
起債を獲得するように運動を続けてき
たのであります。そこで彼らが研究した

結果採用したのは、清水市で現在行わ
れておる清水式で、不二工業株
式会社にこれを契約するべく提案をし
ておった。その段階におきまして、ど
ういったかげんか、突如——これは厚
生省関係であつたかどうか知りませ
んが、その方式を採用することよりも、他
の方式を採用することによって起債はつ
けることができるか、そうでなければ
起債はつけないことはできない。こうい
うことを強く要請されたので、仕方なく
最近になって議を開いて、その議案
を引込めたというよりな事態がある
のであります。そこで私が自治庁に御
質問申し上げておきたいのは、一体補
助事業としての認証は、化学方式に対
しては今どういうよりな方針でやり
になっておるか、これをまず聞きたい
と思ひます。

○奥野政府委員 尿処理施設に対し
まする起債につきましては、要望額に
対して今までのワケが少いものですか
ら、地方団体に大へん迷惑をかけてお
ります。しかし、緊急の仕事でござい
ますので、できる限りそのワケを広げ
ていきたいというところで努力をいたし
て参つております。この施設のよしあ
りについて積極的に自治庁があれこれ
言う考へは持っておりません。吹田市
の場合につきましても、できる限り尿
処理施設が早くできることは望まし
いという考へ方はあるわけではござい
ます。再建団体でございまして、計画
の変更につきましても協議を経ており
ます。その場合におきましても、今ま
での積立金を取りくずしてそちらの方
に持つていくというよりな話もござい
ました。それもそれでけっこうだと思
つておるわけではございませぬ。なおま

た地方債の点につきましても、できる
限り年度内に若干でも許可できるよう
に持つていきたいというよりなこと
でいろいろ協議をいたしている最中
でございます。

○阪上委員 自治庁の方針は私非常に
けっこうだと思ひます。こういつた事
業が、物理的にはとにかく補助事業と
して認められておりますが、化学処理
方式によるものに対しては、非常に長
い間これは検討されておることと思
ひますけれども、いまだに補助事業とし
ては認めていけないというよりなこと
になっておるのです。これは厚生省の
方のいろいろな見解もあると思ひます
が、その辺のことを御存じだったら一
つ聞かしていただきたい。

○青木国務大臣 吹田の尿処理の問
題、私も前に自治庁におりましたとき
にお話を承りました。この問題につ
いて若干厚生省方面とも連絡いたした
のであります。私の考へ違ひも若干ある
かも知れませんが、私の承知している
範囲におきましては、厚生省で指定し
たやり方に対しては補助金が出る。
従つて補助金が出れば当然それに見合
う起債という問題も出てくるわけであ
ります。ところが、吹田の場合は厚生省
の方の指定したやり方ではないからと
いうことで、補助金を出すわけにはい
かぬ。出すわけにはいかぬが、それを
聞いてみると非常にいいやり方じゃな
いか、できればそのやり方を吹田で
やつていただいで、それに基いてい
ろんなデータをとつてみたい。しかし、
今の段階では補助金を出すことはでき
ないから、補助金なしで自治庁の方
で何か起債を見てやつてくれぬか、こ
ういふお話はあつたわけではあります。私
どももいろいろ吹田の方々のお話を承

わり、また厚生省のお話も承わつて、
従来のやり方であれば補助金が出せ
ぬというのであつたならば、いつまで
たつても新しい方法ができ上りませ
んで、これはいかぬ。やはり新しいや
り方でも、いいものがあつたならば大
いに推奨すべきであります。そういう
ことのために、補助金が出なくて
も、自治庁の方としてできる限り起債
の方でめんどうを見て、その仕事ので
きるようにしなければならぬというこ
とで、いろいろ財政局長とも話し合
いをいたしておつたのであります。ただ
問題は、そういうふうな事情にありま
すので、補助金をつける場合には、一
般的補助金のある起債と同じようにや
るわけに参りませんので、一応その
話が片づいて、あとで別個の問題とし
てこれだけは検討しようということ
で、実は打ち切つたわけではなしに、そ
ういふ意味合いで保留いたしておるの
であります。私の考へとしては、でき
れば何とか起債のめんどうを見まし
て、そういう新しいやり方について
も、吹田市がある意味におきましては
危険まで冒して新しい方式をとつてみ
ようというのですから、これに協力す
ることは当然なんです。また厚生省も、
吹田市でそういう尿処理をやるとい
うことになれば、それについていろ
ろデータをとりたいし、そのための費
用は厚生省として計上したい、こうい
うことも言つておるのであります。そ
ういふ意味におきまして、できるだけ
新しい方式が何か採用できますよう
に私ども協力を申し上げたい。現在吹
田と、そのほか私が承わつておりま
すのは鎌倉とか、国立とか、そういう
ところが何か化学処理方法を考へてお
るようであります。ただ問題は、その

場合に回虫の卵や何かまで果して消滅
できるかどうか。そういう点までも検
討する方法があると承わつております
が、できるだけ私どもも協力したいと
考へております。

○阪上委員 そうすると、今のところ
では自治庁としてはまだ起債はつけれ
ないことについては保留しておきたい、ま
だつておらないと、こういうこと
でありますか。

○奥野政府委員 年度内に起債許可に
持つていきたいということでは努力をい
たしております。

○阪上委員 そこでもう一つ伺いた
いのですが、厚生省からそれに対し
て何か推薦状のようなものが来てお
るのでございませぬか。それからその推
薦状には、安全性というものはつきり
と明記されておるのですか、あるいは
不完全な状態だけれどもということに
なつておるのですか、ちよつとその点
について……

○奥野政府委員 推薦状というよりな
ものは承知してありませんけれども、
厚生省としても起債を許可するように
希望しております。

○亀山委員長代理 本日は、これにて
散会いたします。
午前十一時五十九分散会

〔参照〕
奄美群島復興特別措置法の一部を改
正する法律案(内閣提出第七三三号)に
関する報告書
市町村職員共済組合法の一部を改正
する法律案(内閣提出第六四号)(参
議院送付)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十四年二月二十四日印刷

昭和三十四年二月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局